

7/20(火)の午後は、職員研修のため臨時休業にさせて頂きます。ご了承ください。



「エッ非常勤ではダメと以前県は言ってたんですか？」と県の担当課職員は驚いた様子でした。建設業許可要件の2本柱の一つ経営業務管理責任者（経管者）の条件が昨年10月から緩和され、以前は「許可を受けようとする建設業やそれ以外の建設業に関する5~6年の経営経験」が必要でしたが、建設業全体の経営経験であれば良いとなりました。県のHP（建設業指導班のページ）に『許可要件の改正について』



「確かにお宅の息子さんは弁護士?…法律問題で相談したい事があるんだが…」との電話が時々掛かってきます。ちょうど3年前のこの豆ニュース(No.306)で『当事務所の責任者に弁護士・西馬良和が就任します』とのお知らせをしましたので、ご記憶の方もおられると思いますが、その後の経緯は行政総合事務所の責任者を行ってきていません。このため2018年7月号(No.306)の該当記事は取り消し、ホームページからも削除します。皆様のご期待やご要望にお応え



A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of stylized, interlocking shapes, possibly a traditional or cultural motif.

当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行ないます。ご協力を願いします。

※当事務所から〇7〇で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。

①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611